

## 船舶事故調査報告書

平成26年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	平成25年11月2日 11時00分ごろ
発生場所	愛知県三河港の神野東ふ頭3号岸壁 愛知県豊橋市所在の三河港大崎防波堤灯台から真方位116°1,040m付近 (概位 北緯34°43.4' 東経137°20.3')
事故調査の経過	平成25年11月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 HONG QIAO（ベリーズ籍）、1,972トン 9390800（IMO番号）、HONG QIAO SHIPPING CO.,LTD.、 YANTAI HONGDA SHIPPING CO.,LTD.（所有者、船舶管理会社） 76.00m×13.60m×6.80m、鋼 ディーゼル機関、1,323kW、2006年
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍） 男性 35歳 締約国資格受有者承認証 航海士（中華人民共和国発給） 交付年月日 2011年9月15日 (2016年9月15日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	本船 第2貨物倉の船側外板が焼損 貨物 スクラップが焼損
事故の経過	本船は、船長ほか13人（中華人民共和国籍）が乗り組み、平成25年11月1日08時10分ごろから17時05分ごろにかけ、三河港の神野東ふ頭3号岸壁に着岸してスクラップの積荷作業を行い、2日08時00分ごろ積荷作業を再開した。 積荷は、荷役事業者が、クローラ式クレーンのグラップルにより、岸壁のスクラップの置き場からスクラップをつかんで本船の貨物倉に落として行われ、予定の積荷総量は、約1,200tであった。 荷主の担当者及び乗組員1人は、11時00分ごろ、右舷上甲板の舷梯付近で第2貨物倉の右舷船尾側から上がっている白煙を発見し、荷役作業、副船長等へ連絡した。 副船長は、煙を確認し、消火ポンプを始動して送水するように機関

	<p>室へ指示した。</p> <p>船長は、乗組員を防火部署の配置に就けて消火活動を実施し、11時25分ごろまで、3本の消火ホースで第2貨物倉への海水の放水による消火活動を行ったが、消火できず、火勢が強まったため、自力消火は困難と思い、代理店を通じて消防署へ援助を要請した。</p> <p>本船は、荷役作業からの通報によって11時50分ごろ来援した消防署員の指示により、第2貨物倉のスクラップの陸揚げを開始し、消防車及び巡視船艇による消火活動により、17時00分ごろ火勢が弱まり、19時44分ごろ鎮火が確認された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船は、貨物倉が、船首側から第1及び第2貨物倉に区画され、それぞれ、長さ約26.7m、幅約13.3m、深さ約5.5m、貨物倉ハッチの長さ約18.6m、幅約9mであり、船底から約4.3m上方の両舷側に幅約0.65mの水平ガーダーがあった。</p> <p>本船は、スクラップ約400tを第2貨物倉の内底板から約3m上方まで積み込んでいた。</p> <p>第2貨物倉は、本事故後の調査において、後方（Fr. 38～50付近）の内底板の上方約1mから上甲板までの船側外板等に焦げ跡が発見された。</p> <p>貨物は、中国向けに輸出される混合金属スクラップ（Mixed Metal Scrap）であり、第2貨物倉の燃え残ったスクラップには、スプレー缶、簡易型ガスライター、家電の乾電池入りリモコン、ガソリン携行缶、破碎処理された家電製品、ビニル被覆電線、電子基板、モーター、トランス、発電機等及び油脂状の付着物が周りに付いた金属片が混在していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、三河港の神野東ふ頭3号岸壁に着岸中、第2貨物倉に積み込まれたスクラップから出火したことから、船側外板等に延焼したものと考えられる。</p> <p>出火場所は、第2貨物倉右舷後方（Fr. 37～46付近）の内底板の上方約1mから上甲板までの船側外板に焦げ跡が発見されていることから、第2貨物倉後方（Fr. 37～46付近）に積み込まれたスクラップの内底板上方約1m付近と考えられる。</p> <p>第2貨物倉では、燃え残ったスクラップからスプレー缶、家電の乾電池入りリモコン、ガソリン携行缶、破碎処理された家電製品等の発火源となり得る物質が、発煙場所付近で発見されていることから、こ</p>

	<p>これらのいずれかの物質が、上層に積み込まれたスクラップの荷重を受けたスクラップ同士の摩擦等による発熱から、出火したものと考えられるが、出火元を特定することはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、三河港の神野東ふ頭3号岸壁に着岸中、第2貨物倉に積み込まれたスクラップから出火したため、発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出業者は、本船へスクラップを積み込む前、乾電池等の火災の原因となり得るスクラップを仕分けすること。</li> </ul>